○国土交通省告示第千三百七十九号

船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則（昭和五十二年運輸省令第三十九号）第十一条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を次のように定め、同令第二条の離職日が平成二十二年一月一日以降である者について適用する。

平成二十一年十二月二十八日　国土交通大臣　前原　誠司

船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則第十一条第二項に基づき国土交通大臣が定める算定方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもって同項に規定する算定額とする方法とする。

一　同項の規定により算定された賃金日額（以下単に「賃金日額」という。）が二千五十円未満の場合　二千五十円に百分の八十を乗じて得た額

二　賃金日額が二千五十円以上四千四十円未満の場合　賃金日額に百分の八十を乗じて得た額

三　賃金日額が四千四十円以上の場合　イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額（ただし、当該額が五千八百二十円を超えるときは、その額とする。）

イ　賃金日額に百分の八十を乗じて得た額

ロ　賃金日額に(i)に掲げる率に(ii)に掲げる率を乗じて得た率を乗じて得た額

(i)　百分の三十

(ii)　賃金日額から四千四十円を減じた額を七千六百四十円で除して得た率

○国土交通省告示第千三百八十号

船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二年運輸省令第二十六号）第七条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を次のように定め、同令第一条第一項第一号の離職日が平成二十二年一月一日以降である者について適用する。

平成二十一年十二月二十八日　国土交通大臣　前原　誠司

船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則第七条第二項に基づき国土交通大臣が定める算定方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもって同項に規定する算定額とする方法とする。

一　同項の規定により算定された賃金日額（以下単に「賃金日額」という。）が二千五十円未満の場合　二千五十円に百分の八十を乗じて得た額

二　賃金日額が二千五十円以上四千四十円未満の場合　賃金日額に百分の八十を乗じて得た額

三　賃金日額が四千四十円以上の場合　イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額（ただし、当該額が五千八百二十円を超えるときは、その額とする。）

イ　賃金日額に百分の八十を乗じて得た額

ロ　賃金日額に(i)に掲げる率に(ii)に掲げる率を乗じて得た率を乗じて得た額

(i)　百分の三十

(ii)　賃金日額から四千四十円を減じた額を七千六百四十円で除して得た率

○国土交通省告示第千三百八十一号

船員となろうとする者に関する本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等離職者の再就職の促進に関する省令（昭和五十六年運輸省令第四十九号）第九条第二項に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を次のように定め、同令第一条第一項の離職日が平成二十二年一月一日以降である者について適用する。

平成二十一年十二月二十八日　国土交通大臣　前原　誠司

船員となろうとする者に関する本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等離職者の再就職の促進に関する省令（昭和五十六年運輸省令第四十九号）第九条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもって同項に規定する算定額とする方法とする。

一　同項の規定により算定された賃金日額（以下単に「賃金日額」という。）が二千五十円未満の場合　二千五十円に百分の八十を乗じて得た額

二　賃金日額が二千五十円以上四千四十円未満の場合　賃金日額に百分の八十を乗じて得た額

三　賃金日額が四千四十円以上の場合　イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額（ただし、当該額が五千八百二十円を超えるときは、その額とする。）

イ　賃金日額に百分の八十を乗じて得た額

ロ　賃金日額に(i)に掲げる率に(ii)に掲げる率を乗じて得た率を乗じて得た額

(i)　百分の三十

(ii)　賃金日額から四千四十円を減じた額を七千六百四十円で除して得た率

○国土交通省告示第千三百八十二号

船員職業安定法施行規則（昭和二十三年運輸省令第三十二号）第二条第一項、第三条第三項及び第十六条の規定に基づき、船員職業安定法施行規則の規定により許可申請書の記載事項等を定める件等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年十二月二十八日　国土交通大臣　前原　誠司

船員職業安定法施行規則の規定により許可申請書の記載事項等を定める件等の一部を改正する告示

（船員職業安定法施行規則の規定により許可申請書の記載事項等を定める件の一部改正）

第一条　船員職業安定法施行規則の規定により許可申請書の記載事項等を定める件（昭和二十四年運輸省告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「船員保険（失保適用・失保非適用）」を「健保・厚年保・労災保・雇保・船保」に改める。

別表第二中「失保受給」を「雇用保険受給」に、「失業保険」を「雇用保険」に、「整理番号」を「被保険者番号」に改める。

（船員職業安定法施行規則第三条第四項に規定する医師指定の一部改正）

第二条　船員職業安定法施行規則第三条第四項に規定する医師指定（昭和二十四年運輸省告示第十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

船員職業安定法施行規則第三条第三項に規定する医師指定

本文中「第四項」を「第三項」に改める。

第一号及び第二号を次のように改める。

一　社団法人日本海員掖済会（明治三十一年十月二十日に社団法人日本海員掖済会という名称で設立された法人をいう。）の病院の医師

二　財団法人船員保険会（昭和十六年十一月二十一日に財団法人船員保険会という名称で設立された法人をいう。）の病院の医師

（船員職業安定法施行規則の規定により郵便による求職の申込みについて定める件の一部改正）

第三条　船員職業安定法施行規則の規定により郵便による求職の申込みについて定める件（昭和二十四年運輸省告示第十五号）の一部を次のように改める。

第十号中「失業保険」を「雇用保険」に改める。

附　則

この告示は、平成二十二年一月一日から施行する。

○国土交通省告示第千三百八十三号

標準国際利用航空運送約款（平成二年運輸省告示第五百九十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十二月二十八日　国土交通大臣　前原　誠司

標準国際利用航空運送約款（平成二年運輸省告示第五百九十四号）の一部を改正する告示

第三十七条第一項中「十七特別引出権」を「十九特別引出権（ワルソー条約、改正ワルソー条約又はモントリオール第四議定書の適用を受ける貨物運送の場合には、十七特別引出権）」に改める。

附　則

この告示は、平成二十一年十二月三十日から施行する。